

平成28年

○国立大学法人東京学芸大学謝金支給基準の一部を改正する基準について

改正理由

東京都の最低賃金の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成28年9月21日 役員会 審議・承認

国立大学法人東京学芸大学謝金支給基準の一部を改正する基準を次のように制定する。

平成28年 9月23日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

国立大学法人東京学芸大学謝金支給基準の一部を改正する基準

国立大学法人東京学芸大学謝金支給基準（平成16年4月1日制定）の別表について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学謝金支給基準の一部改正について

改正理由：東京都の最低賃金の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>〔省略〕</p> <p>第3 学術、文化講演、実験、実習又は研究指導、その他専門技能の提供を依頼した場合、その者に支払う謝金の額は、別表1、別表2及び別表3のとおりとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p><u>附 則</u> この基準は、平成 28年10月1日から施行する。</p> <p>別紙様式（第2関係）「謝金にかかる伺書」 〔省略〕 別表1（第3関係）（別紙B参照） 別表2～別表3（第3関係） 〔省略〕</p>	<p>〔省略〕</p> <p>第3 学術、文化講演、実験、実習又は研究指導、その他専門技能の提供を依頼した場合、その者に支払う謝金の額は、別表1、別表2及び別表3のとおりとする。</p> <p>〔省略〕</p> <p>別紙様式（第2関係）「謝金にかかる伺書」 〔省略〕 別表1（第3関係）（別紙A参照） 別表2～別表3（第3関係） 〔省略〕</p>